

市長と市議会議長との事務執行に関する協議書

市長の権限に属する事務の一部を議会事務局長に事務執行させることについて、下記のとおり協議する。

(議会事務局長の事務執行事項)

第1条 市長は、議会事務局長を市長部局の職員に併任したものとみなし、次に掲げる市長の権限に属する事務を執行させる。

- (1) 議会の所掌に係る予算の調製及び執行に関すること。
- (2) 議会の所掌に係る市議会の議案に関すること。
- (3) 議会の所掌に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (4) 議会の所掌に係る損害賠償に係る和解に関すること。

2 議会事務局長は、前項の事務を議会事務局の事務を補助する職員に執行させることができるものとする。この場合において、当該事務執行する職員は市長部局の職員に併任されたものとする。

(委任)

第2条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び市議会議長が協議して定める。

附 則

この協議は、平成31年3月26日から施行する。

平成31年3月26日

香芝市長 吉田 弘 明



香芝市議会議長 中川 廣

